

障福第2192号

令和8年1月26日

指定障害福祉サービス事業所等 管理者 様

石川県健康福祉部障害保健福祉課長

(公 印 省 略)

障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業補助金に係る計画書の作成依頼について

平素より、障害保健福祉行政の推進にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記補助金については、実施要綱において、障害福祉サービス事業所等は都道府県知事に対して計画書の提出を行うこととされております。

補助金を希望する事業者におかれましては期日までに提出くださいますようお願いいたします。

なお、本事業の計画書等の受付・審査等については、外部への委託を予定しております。提出先等については、2月上旬頃に改めてご案内させていただきます。

記

1 提出書類 別紙様式2（補助金計画書）（エクセルファイル）

【基本情報入力】【別紙様式2-1】【別紙様式2-2】シートを入力

○メールの件名は

「【障害：法人名】障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業補助金計画書の提出について」としてください（法人名の部分は貴法人名に置き換えてください）。

○ファイル名についても

「【障害：法人名】別紙様式2（補助金計画書）」としてください（法人名の部分は貴法人名に置き換えてください）。

2 対 象 別紙に記載する障害福祉サービス事業所等

※令和8年4月以降に新規開設される事業所等及び計画書の提出時点で廃止・休止となることが明らかになっている事業所等は対象外です。

3 提出期限 令和8年2月19日（木）

4 提出先 指定のメールアドレス宛に提出（外部に委託する想定で準備中）

※2月上旬頃に案内予定

5 県HP 申請様式や要綱を掲載しています。随時更新しております。

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/fukusi/jiritsushienfukushi/syoguukaizen.html>

6 その他、注意事項など

- (1) 併せて処遇改善加算を申請（令和8年3月から新規算定）する場合は、
令和7年度処遇改善加算計画書及び体制届出書類一式を、〈2月13日（金）まで〉に指定権者へご提出ください。
- 石川県健康福祉部障害保健福祉課 shofuku2@pref.ishikawa.lg.jp
○金沢市福祉健康局障害福祉課 syoufuku@city.kanazawa.lg.jp
- (2) 基準月は原則、令和7年12月です。
※例外として、令和8年1月～3月のいずれかを基準月とする事業所（やむを得ない事情により令和7年12月報酬が著しく低い事業所、令和8年1～3月に新規開設された事業所など）におかれては、補助金計画書の提出時期や補助金支給月が異なります。計画書の提出期限は別途ご案内します。
- (3) 令和8年度に新規に処遇改善加算を取得することを誓約して本補助金を申請した事業所におかれては、令和8年度処遇改善加算計画書及び体制届出書類一式を令和9年2月15日までに指定権者へご提出いただく必要があります。令和8年度処遇改善加算計画書については別途ご案内します。
- (4) 補助金計画書を提出いただいた後、補助対象となる事業者については、「補助金交付対象事業者決定通知（仮称）」を補助金支給前に、送付する予定です。
- (5) 賃金改善所要額が補助金額を下回る場合、補助金額を返還していただくことになりますので、必ずスケジュールに示された賃上げ実施期限までに賃金改善を実施してください。
- (6) 誓約により要件を満たすこととした事項については、実績報告の際に確認いたします。実施等が確認されない場合には、補助金要件を満たさないとして、補助金額を返還していただくことになります。
- (7) 実績報告については別途お知らせします。

7 お問い合わせ

本補助金の制度に関する質問等については、厚生労働省コールセンターまでお願いします。

福祉・介護職員処遇改善加算等 厚生労働省コールセンター（補助金に関するお問い合わせ先）

電話番号：050-3733-0230

受付時間：9:00～18:00（土日含む）

（事務担当）
石川県健康福祉部障害保健福祉課
企画推進グループ・自立支援グループ
TEL:076-225-1428

【スケジュール】

本補助金は、事業者が補助金の支給時期を選択します。原則、スケジュール①または②より選択してください（別紙様式2で選択する支給希望時期に基づきます）。

なお、要件を満たさない場合は、補助金返還の対象となりますのでご注意ください。

＜スケジュール①＞

- ・ 補助金支給時期：令和8年3月下旬予定（国保連からの支払額通知：3月中下旬予定）
- ・ 実績報告書の提出：令和8年4月予定（別途ご案内）
- ・ 基準月：令和7年12月

【注意事項】

- ・ 令和8年3月までに賃上げ等の実施が必要です。
（事業者の立て替えにより、職員への賃上げ等の実施が必要となる見込みです）
- ・ 補助金の要件を満たすことを誓約した場合は、令和8年3月末までに誓約事項を満たしてください。

＜スケジュール②＞

- ・ 補助金支給時期：令和8年4月予定（国保連からの支払額通知：3月中下旬予定）
- ・ 実績報告書の提出：令和9年2月予定（別途ご案内）
- ・ 基準月：令和7年12月

【注意事項】

- ・ 実績報告書提出日までに賃上げ等の実施が必要です。
- ・ 補助金の要件を満たすことを誓約した場合は、実績報告書提出時までに誓約事項を満たしてください。

＜スケジュール③＞ ※例外。計画書の提出期限は別途案内します

※対象事業所を限定：やむを得ない事情により令和7年12月報酬が著しく低い事業所
令和8年1～3月までに新規開設された事業所 など

- ・ 補助金支給時期：令和8年6月予定（国保連からの支払額通知：6月予定）
- ・ 実績報告書の提出：令和9年2月予定（別途ご案内）
- ・ 基準月：令和8年1～3月のいずれか

【注意事項】

- ・ 実績報告書提出日までに賃上げ等の実施が必要です。
- ・ 補助金の要件を満たすことを誓約した場合は、実績報告書提出時までに誓約事項を満たしてください。

対象事業所は、以下①②のいずれかに該当する障害福祉サービス事業所等です(国実施要綱より)。

①表 1 に掲げるサービス類型の障害福祉サービス事業所等であって、次の支給要件を満たすもの

○基準月において、処遇改善加算を算定していること。

※基準月において処遇改善加算を取得していない場合であっても、申請時に処遇改善加算を算定している又は処遇改善加算を令和 8 年度中に算定することを誓約した場合は、本補助金の申請要件の審査に当たっては、基準月から処遇改善加算を算定しているものとして取り扱う。なお、当該誓約をした場合は、実績報告書において処遇改善加算の算定について報告することとする。

○処遇改善加算Ⅲ又はⅣを算定している場合は、職場環境等要件について、全体から 8 以上の取組を実施していること。

※基準月において当該要件を満たしていない場合であっても、申請時に 8 以上の取組の令和 8 年度中に実施することを誓約した場合は、本補助金の申請要件の審査に当たっては、基準月から当該要件を満たしているものとして取り扱う。なお、当該誓約をした場合は、実績報告書において 8 以上の取組の実施について報告することとする。

○処遇改善加算Ⅰ又はⅡを算定している場合は、以下のいずれかの取組を実施していること。

・ 経験や技能のある障害福祉人材のうち 1 人以上は、賃金改善後の賃金の見込額(処遇改善加算を算定し実施される賃金改善の見込額を含む。)が年額 460 万円以上であること(処遇改善加算による賃金改善以前の賃金が年額 460 万円以上である者を除く。)

※基準月において当該要件を満たしていない場合であっても、申請時に当該賃金改善の令和 8 年度中の実施を誓約した場合は、本補助金の申請要件の審査に当たっては、基準月から当該要件を満たしているものとして取り扱う。なお、当該誓約をした場合は、実績報告書において当該賃金改善について報告することとする。

・ 職場環境等要件について、全体から 14 以上の取組を実施していること。

※基準月において当該要件を満たしていない場合であっても、申請時に 14 以上の取組の令和 8 年度中の実施を誓約した場合は、本補助金の申請要件の審査に当たっては、基準月から当該要件を満たしているものとして取り扱う。なお、当該誓約をした場合は、実績報告書において 14 以上の取組の実施について報告することとする。

②表 2 に掲げるサービス類型の障害福祉サービス事業所等であって、基準月において処遇改善加算Ⅳの算定に準ずる(ア)～(ウ)までの要件を全て満たすこと。

(ア) 任用要件・賃金体系の整備等

次の一から三までを全て満たすこと。

一 職員の任用の際における職位、職責、職務内容等に応じた任用等の要件(職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。

二 一に掲げる職位、職責、職務内容等に応じた賃金体系（一時金等の臨時的に支払われるものを除く。）について定めていること。

三 一及び二の内容について就業規則等の明確な根拠規程を書面で整備し、全ての職員に周知していること。

※常時雇用する者の数が10人未満の事業所等など、労働法規上の就業規則の作成義務がない事業所等においては、就業規則の代わりに内規等の整備・周知により上記三の要件を満たすこととしても差し支えない。また、申請時に上記一及び二の定めを令和8年度中に行うことを誓約した場合は、本補助金の申請要件の審査に当たっては、基準月から当該要件を満たしたものと取り扱うこととする。当該誓約をした場合は、実績報告書において当該定めを履行した旨を報告することとする。

(イ) 研修の実施等

次の一及び二を満たすこと。

一 職員の職務内容等を踏まえ、職員と意見を交換しながら、資質向上の目標及びa又はbに掲げる事項に関する具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会の確保をしていること。

a 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等（OJT、OFF-JT等）を実施するとともに、職員の能力評価を行うこと。

b 資格取得のための支援（研修受講のための勤務シフトの調整、休暇の付与、費用（交通費、受講料等）の援助等）を実施すること。

二 一について、全ての職員に周知していること。

※ただし、申請時に上記一の計画を策定し、令和8年度中に研修の実施又は研修機会の確保を行うことを誓約した場合は、本補助金の申請要件の審査に当たっては、基準月から当該要件を満たしたものと取り扱うこととする。当該誓約をした場合は、実績報告書において、当該計画の策定等を行った旨を報告することとする。

(ウ) 職場環境等要件

「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」及び「やりがい・働きがいの醸成」の区分ごとに1以上の取組を実施し、「生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組」のうち2以上の取組を実施すること。ただし、1法人あたり1の施設又は事業所のみを運営するような法人等の小規模事業者は、⑭の取組を実施していれば、「生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組」の要件を満たすものとする。

※申請時に職場環境等要件に係る取組を令和8年度中に行うことを誓約した場合は、本補助金の申請要件の審査に当たっては、申請時から当該要件を満たしたものと取り扱うこととする。当該誓約をした場合は、実績報告書において、当該職場環境等要件に係る取組を行った旨を報告することとする。

表 1

サービス区分
居宅介護
重度訪問介護
同行援護
行動援護
重度障害者等包括支援
生活介護
施設入所支援
短期入所
療養介護
自立訓練（機能訓練）
自立訓練（生活訓練）
宿泊型自立訓練
就労選択支援
就労移行支援
就労継続支援 A 型
就労継続支援 B 型
就労定着支援
自立生活援助
共同生活援助（介護サービス包括型）
共同生活援助（日中サービス支援型）
共同生活援助（外部サービス利用型）
児童発達支援
医療型児童発達支援
放課後等デイサービス
居宅訪問型児童発達支援
保育所等訪問支援
福祉型障害児入所施設
医療型障害児入所施設

表 2

サービス区分
計画相談支援
地域相談支援（地域移行支援）
地域相談支援（地域定着支援）
障害児相談支援